

岩手県監査委員告示第23号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年5月11日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

4 岩手県教育委員会からの措置結果通知の内容及び受理日

平成23年度包括外部監査結果に対する措置結果について 平成24年3月30日

5 指摘事項及び措置内容

(1) 指摘事項

異動登録の処理遅れについて

平成23年度中の建物増減データ（平成23年7月末までの処理分）を査閲したところ、異動登録の処理遅れが、次のとおり検出された。

類別	種別	分掌課	財産の名称	増減理由	時期	差引数量（㎡）	台帳価格（円）
行政財産	建物	一関第二高	一関農業高等学校 3件	（平成23年3月23日）改築	H23.6.8	—	166,549,000
行政財産	建物	一関第二高	一関農業高等学校 3件	取壊し	H23.6.8	△3,167.00	△48,049,000
行政財産	建物	大船渡東高	県立大船渡農業高等学校2件	東日本大震災津波により被災取壊し	H23.5.30	△79.76	△2,426,000

これら異動登録の処理遅れは、財産の異動があった時に速やかに通知することを定めた公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第15条の規定に抵触している恐れがある。

(2) 措置内容

異動登録の処理遅れについて

ア 一関第二高等学校の異動登録の処理遅れは、同校が旧一関農業高等学校から引き継いで管理していた建物について、一関清明支援学校として活用するために取壊し及び大規模改修した財産異動に係るものであるが、登録先の調整中に発災し、その対応に追われて遅れたものである。

今後は、このような登録換えを要する財産の異動については、遺漏のないよう早期登録を徹底し、再発防止に努める。

イ 大船渡東高等学校の異動登録の処理遅れは、同校が旧大船渡農業高等学校から引き継いで管理していた建物が東日本大震災津波により被災し、市町村による瓦礫撤去後に削除登録を行ったものである。これは、震災の対応に追われたこと及び物件周辺の瓦礫撤去が行われるまで状況確認が困難だったことによるものである。

今後は、このような被災した財産の異動については、できる限り速やかに処理するよう指導を徹底し、再発防止に努める

